

# 唐宋の蘭亭伝説について

成田健太郎

【キーワード】 王羲之 蘭亭 墨跡本 刻石本 定武本

【要旨】 東晋の能書王羲之の代表作として知られる書跡『蘭亭』は、唐代に墨跡本が、また宋代には定武本をはじめとする刻石本が流布した。文献資料に徴すると、いずれの時代にも市中において自発的に『蘭亭』の諸本が生産され流通した状況があり、特に宋代にはそのような状況に士大夫階層が主体的に関わっていたことが知られる。しかし言説としては、『蘭亭』は皇帝の専有から偶然に流出したもとしてしばしば語られ、想定される状況と一致しないところがある。ただしそのような言説も、墨跡本・刻石本に共通する出現から消失に至る循環、あるいは唐と宋の時代相の差異といった点において参照価値を有する。

## 1. はじめに

「蘭亭」といえば、現在の浙江省紹興市郊外の小地名であり、東晋の貴族王羲之(303-361)が四十一名の名士を招き、修禊という邪気払いの儀式と、水流に盃を浮かべて流れ着くまでに詩を作る流觴曲水の宴集とを開いた景勝地として知られる。それは東晋永和九年(353)三月の出来事で、当時蘭亭の地は会稽郡山陰県に属し、王羲之は会稽内史(郡の長官)の任にあった。さらに、王羲之がそれらの詩篇に寄せた序文は、名文として知られるばかりでなく、王羲之自身が筆写した書跡としても伝えられ、中国書道史を彩る傑作としてきわめて有名である。このように、王羲之が関わる「蘭亭」は、文化のさまざまな側面を内包しているが、本稿では以下、そのうち修禊の儀と流觴曲水の宴より成る出来事を「蘭亭雅会」と、詩篇を『蘭亭詩』と、その序文のテキストを『蘭亭集序』と、書跡を『蘭亭』とそれぞれ呼称する。

上記の諸側面のうち、書跡『蘭亭』に焦点をあてて考察する場合、それがどのような状態で伝承されたか、またその伝承過程においてどのような言説を伴ったかということは重要な論点となる。本稿では、南宋・桑世昌『蘭亭考』を下限とする文献資料に基づき、大まかに唐代と宋代の二つの時代に分けて、『蘭亭』をめぐる状況と言説について考察する<sup>(1)</sup>。

## 2. 唐代の『蘭亭』をめぐる状況と言説

上述した「蘭亭」の諸側面について文献上の記録を求めると、その現れ方は決

して一様でない。まず蘭亭雅会については、劉義慶（403-444）『世説新語』「企羨」篇およびその劉孝標（462-521）注、また『晋書』（648成書）巻80「王羲之伝」に記される。次に『蘭亭詩』のテキストは、後述する南宋・桑世昌『蘭亭考』巻1に引用されるのが古く、また明・馮維訥輯『詩紀』（1560刊）巻33に載録される<sup>(2)</sup>。『蘭亭集序』のテキストは、上述の『世説新語』注や『晋書』「王羲之伝」のほかに、『芸文類聚』（624成書）巻4、唐・張彦遠『右軍書記』（『法書要録』巻10）、『蘭亭考』巻1に録される<sup>(3)</sup>。以上を要するに、『蘭亭詩』の伝承には不明瞭なところがあるが、少なくとも王羲之が雅会を開いたことと、そのときに撰した『蘭亭集序』のテキストとは、唐初までの一般的な文献にすでに記され、広く認知されていたと考えられる。

書跡『蘭亭』については、その存在が初唐の以下の文献に記されている。まず褚遂良（596-658）『右軍書目』は、唐太宗朝（626-649）の内府に収蔵された王羲之書跡の目録であり、当時宮廷の書庫に確かに『蘭亭』が保有されていたことを証言している<sup>(4)</sup>。次に武后朝の孫過庭『書譜』は、当時俗間で伝えられ学習対象とされていた王羲之書跡として、『楽毅論』『黄庭経』『東方朔画讚』等とともに『蘭亭』の名を挙げている<sup>(5)</sup>。このことから、『蘭亭』は内府に秘蔵されるばかりでなく、市中にも行われていたことが知られる。

また、開元二年（714）の作と記す何延之『蘭亭記』には、『蘭亭』は王羲之から七世の孫智永まで伝えられ、智永は弟子の辯才に伝えたが、太宗李世民が策を弄してこれを手に入れたという、いわゆる「賺蘭亭」（「賺」はだまし取る意）の故事が記されている。その後李世民は趙模、韓道政、馮承素、諸葛貞の四人に

---

(1) 本稿の内容に関わる先行研究としては、小川環樹「智永」（中田勇次郎編『中国書人伝』所収、中央公論新社、2015年）、福本雅一「蘭亭嫌い」（『書の周辺：頽筆集』所収、二玄社、1981年）、福本雅一「蘭亭考」（『書の周辺2：瘦墨集』所収、二玄社、1984年）、谷口鉄雄「王羲之の「蘭亭序」の説話」（『東洋美術研究』所収、中央公論美術出版、1994年）、萩信雄「蘭亭序の流転」（『金石書史研究』所収、藝文書院、2016年）、祁小春『邁世之風：有關王羲之資料與人物的綜合研究』第四章「蘭亭序問題：從文獻學的角度重新考察」（文物出版社、2012年）、成田健太郎「固有名をもつ器物の一代記：『蘭亭記』をめぐって」がある。

(2) 『蘭亭詩』のテキストは、明・董其昌の輯になる大型法帖『戲鴻堂法書』の巻6および巻10にも、それぞれ唐の陸柬之と柳公権の書として刻入される。

(3) 『蘭亭集序』のテキストは、上記『戲鴻堂法書』巻10の柳公権書にも含まれる。

(4) 『右軍書目』原文「永和九年。二十八行、蘭亭序。」『法書要録』巻3。「法書要録」の本文は津逮秘書本に拠る（以下同）。

(5) 『書譜』原文「止如樂毅論・黄庭経・東方朔画讚・太史箴・蘭亭集序・告誓文、斯竝代俗所傳、眞行絶致者也。」朱建新『孫過庭書譜箋証』（上海古籍出版社、1982年）に拠る。

命じて数本ずつ<sup>とうも</sup>搨摹、すなわち敷き写しの技法によって精巧に複製させ、皇太子、諸王および近臣に下賜したといひ、また何延之の当時、趙模らの搨摹した本があれば錢数万の値がついたという。さらに、李世民は臨終に際して当時太子であった高宗李治に対して『蘭亭』を副葬するように求めたので、陵墓昭陵に納められて地上から消え去ったという劇的な結末が描かれる<sup>(6)</sup>。

一方、玄宗朝の劉餗『隋唐嘉話』巻下には、南朝梁末期の戦乱に際して内府から流出した『蘭亭』を智永が手に入れ、南朝陳の宣帝に献上し、隋に至って晋王楊広（後の煬帝）の所有となったが、釈智果がこれを搨摹するために借り受けたまま返さず、その搨摹本を見た李世民が、その後智果から弟子の辯才に伝えられていた原本を探しあてて入手し、貞觀十年（636）には十本搨摹させて近臣に下賜したと記す。そしてその崩御の後に、褚遂良が『蘭亭』を先帝遺愛の品として副葬するよう奏上したのだという<sup>(7)</sup>。

さらに、『蘭亭』の搨摹について玄宗朝の武平一『徐氏法書記』（『法書要録』巻3）は、李世民は湯普徹らに命じて搨摹させ、重臣房玄齡ら八人に下賜し、また湯普徹はこのとき別に私的に搨摹して民間に流出させたと記し、昭陵副葬によって『蘭亭』が失われたことにも言及する<sup>(8)</sup>。

最後に唐・李綽『尚書故実』には、李世民は臨終に際してではなく健在のうちにすでに李治に『蘭亭』の副葬を託していたと記す<sup>(9)</sup>。

以上の諸記載にはおのおの異同があり、すべて矛盾なく接合することは難しい。もしその共通項を整理すれば、『蘭亭』は王羲之以後ほぼ世に出ず、広く知られることのないまま李世民によって収蔵され、その後昭陵に副葬されて消失したが、

---

(6) 『蘭亭記』原文「帝命供奉搨書人趙模・韓道政・馮承素・諸葛貞等四人各搨數本、以賜皇太子諸王近臣。」「今趙模等所搨在者、一本尚直錢數萬也。」「貞觀二十三年、聖躬不豫、幸玉華宮含風殿。臨崩、謂高宗曰、『吾欲從汝求一物。汝誠孝也。豈能違吾心耶。汝意如何。』高宗哽咽流涕、引耳而聽受制命。太宗曰、『吾所欲得、蘭亭。可與我將去。』及弓劍不遺、同軌畢至、隨仙駕入玄宮矣。」『法書要録』巻3。

(7) 『隋唐嘉話』原文「王右軍蘭亭序、梁亂出在外、陳天嘉中爲僧永所得。至太建中、獻之宣帝。隋平陳日、或以獻晉王、王之不寶。後僧果從帝借搨。及登極、竟未從索。果師死後、弟子僧辯得之。太宗爲秦王日、見搨本驚喜、乃貴價市大王書蘭亭、終不至焉。及知在辯師處、使蕭翊就越州求得之、以武德四年入秦府。貞觀十年、乃搨十本以賜近臣。帝崩、中書令褚遂良奏、『蘭亭、先帝所重、不可留。』遂祕於昭陵。」唐宋史料筆記叢刊『隋唐嘉話・朝野僉載』（中華書局、1979年）に拠る。

(8) 『徐氏法書記』原文「嘗令搨書人湯普徹等搨蘭亭、賜梁公房玄齡已下八人。普徹竊搨以出、故在外傳之。及太宗晏駕、本入玄宮。」

(9) 『尚書故実』原文「嘗一日、附耳語高宗曰、『吾千秋萬歲後、與吾蘭亭將去也。』及奉諱之日、用玉匣貯之、藏於昭陵。」唐宋史料筆記叢刊『大唐傳載（外三種）』（中華書局、2019年）に拠る。

一方で内府において製作された少数の搨摹本を介して市中に流出し、しだいに普及していったという概観が得られる。しかしながらこの概観は、その転機がすべて李世民の恣意に由来していて、事実としては疑義を容れざるをえない。

また、李世民による『蘭亭』の収蔵、搨摹、流出、消失という興味深い話題は、唐代においては以上の文献以外に広がりを見せていない。たとえば、唐人の「蘭亭」を詠みこんだ詩は、蘭亭雅会と『蘭亭詩集』の側面のみ言い、『蘭亭』のことを取りあげない<sup>(10)</sup>。その原因はあるいは、たとえば唐代には詩がそのような題材を許容する文学形式にまだ発展していなかったというような、詩の側の事情に求めうるかもしれない。しかしもう一つの可能性として、上記のような『蘭亭』にまつわる話題が、いまだ詩の担い手たちにとって主要な関心事となっていなかったという理由も考えられる。

なお、唐代の詩において書が題材になることは絶無ではなく、たとえば杜甫(712-770)に複数の例があるし<sup>(11)</sup>、韓愈(768-824)の「石鼓歌」は以下のように王羲之の書に言及している。

羲之俗書趁姿媚、數紙尚可博白鵝<sup>(12)</sup>。

羲之の通俗な書は姿態の妍媚さを追い求め、たった数枚でも白いガチョウを手に入れることができる。

王羲之の書に対する「俗」という修飾語は、彼を書聖と仰ぐ後世の読者にとって理解しがたかったらしく、解釈は諸説紛糾しているが、詩題にもなっている石鼓は、当時新発見の古代文字資料としてにわか注目されていた。その書との比較において、王羲之の書はすでに広く俗間に普及していたことを言うものと解釈しておこう。また「白鵝」の語は、王羲之はガチョウを好み、ある道士のために道教の経典『道德経』を筆写して、その飼育していたガチョウを譲り受けたという、『晋書』「王羲之伝」にも見える「写経換鵝」の故事に基づく。詩の表現にこのような故事が用いられることはもとより自然だが、それでは『蘭亭』にまつわる上述の話題は、「写経換鵝」にも劣らず興味深く思われるのに、なぜ唐代の詩に登場しないのだろうか。もちろん偶然ということもありえよう。しかし、当時『蘭亭』にまつわる話題が詩の担い手の主要な関心事になっていなかったという

---

(10) 福本雅一「蘭亭考」(注1に既出)には、唐代に限らない多数の「蘭亭」に言及する詩句が引用されている。

(11) 「観薛稷少保书画壁」「殿中楊監見示張旭草書図」「李潮八分小篆歌」等。興膳宏「杜甫の書論：ことに同時代批評の視点から」(『中国文学理論の展開』所収、清文堂出版、2008年)を参照。

(12) 『韓昌黎詩繫年集釋』巻7(上海古籍出版社、1984年)。

もう一つの可能性は、やはり検討すべき仮説として浮かび上がってくる。

一方、書の担い手たちに対して、『蘭亭』にまつわる話題はどのような意味を有したろうか。まず、市中に行われていた『蘭亭』が内府から流出した搦摹本に由来するという認識は、『蘭亭』によって書を学習する者に強い肯定感をもたらしたと想像される。そのような肯定感は、皇帝の所有物にこそ真正性を認める態度に根ざすものであり、それゆえに、市中に流通する文物に真正性を認める場合にも、皇帝の身辺からの偶然かつ稀少な流出として語るのである。これは主体性を皇帝権力に委譲する態度といえ、またここから上から下へ、本から末へ、一から多へという君主専権モデルを導き出すことができる。世界を恣意的に専有し、あるいは天運によって偶然性の限界を超越する皇帝が唯一の真正な『蘭亭』を保有し、複製し、時に流出を許し、最後に消失させたことは、この君主専権モデルに適う話題である。

そして、もしも以上のような、衆多に優越する本源が必然的に皇帝の所有に帰するという君主専権モデルを否認するならば、そこにはまた別のモデルが用意されなければならない。すなわち、内府本と市中本との間に本質的な本末優劣の差等を想定しない民間自発モデルである。このモデルにしたがって見るならば、『蘭亭』は内府を起点とはせず、むしろ民間において多くの異本を生み出しつつ広まり、あるものは一所に留まり、またあるものは失われていった。生み出された異本のなかでも相対的に良質なものが内府に到達し、より良好な条件において保守管理された可能性は認められるだろうが、それは本源により近いことを意味せず、他本との関係はあくまでパラレルである。ある異本が留まり、新しい異本を派生し、また消失しうる場所として、内府は決して特別な空間ではない。

孫過庭『書譜』が『蘭亭』を王羲之の他の書跡と並列することや、韓愈の「俗書」という認識は、この民間自発モデルにこそよく馴染む材料といえる。つまり、唐代の書の担い手たちが置かれていた状況は、『蘭亭』の多様な異本が消長する、民間自発モデルに近似するものであったと推定されるのだが、しかしながら上述のように、彼らが発展させた『蘭亭』をめぐる言説は、明らかに君主専権モデルに適合する。

唐代の『蘭亭』をめぐる状況と言説との間にこのような屈折が存在したことは、次代の『蘭亭』を考えるにあたって重要な条件になる。

### 3. 宋代の『蘭亭』をめぐる状況と言説

北宋の文献にも、『蘭亭』に関して前代と共通する言説は確認される。まず俗間における王羲之書跡の流通について、『太平広記』(978成書)巻207に引く「羊欣筆陣図」には、王羲之は三十三歳で『蘭亭序』を、三十七歳で『黄庭経』をそれぞれ書いたとある<sup>(13)</sup>。前節で見た孫過庭『書譜』と同様に、『蘭亭』を王

羲之の他の書跡と並列しているのである。また、銭易『南部新書』（1056序）丁には次のような記載があり、前節の『蘭亭記』『陞唐嘉話』等とはまた異なる筋書きで、搨摹本の流出と昭陵への副葬を語っている。

『蘭亭』は、武徳四年（621）、歐陽詢が越州（浙江省）に赴き探索して手に入れ、はじめて秦王府に入った。麻道嵩が秦王（李世民）の命令を奉じて二本搨摹し、一本は辯才に送付し、もう一本は秦王が自ら取得した。道嵩自身も私的に一本搨摹した。おりしも天下は唐朝の草創にあたり、秦王は親しく軍務を総轄していたが、『蘭亭』は肌身離さなかった。そして帝位に即いてからも、倦むことなく学習した。貞観二十三年（649）、褚遂良が昭陵に入れるよう進言した。その後は摹本しか目にすることがなくなった<sup>(14)</sup>。

次に、歐陽脩（1007-1072）『集古録跋尾』巻4「晋蘭亭修禊序」条には以下のように、唐代から引き継いだ伝承に加えて、新しい言説も盛り込まれている。

右『蘭亭修禊序』は、世に伝わる本がとりわけ多く、しかもみな異なる。唐の数家による臨本であるが、模写を繰り返したために、真を失いますます遠くかけ離れている。しかし時としてまだ好ましいところがあるのは、あるいは筆法がいくらか伝えられているのだろうか。真跡の姿を思い描こうにも、如何ともしようがない。世に言うには、真本は昭陵に葬られた。唐末の戦乱に際して、昭陵は温韜に暴かれ、その中に納められていた書画は、みな金や玉でできた軸棒をもぎ取ったあと遺棄された。かくして、魏晋以来の諸賢の墨跡が再び俗間に流出した。太宗皇帝の時代（976-997）に購求して手に入れたものが十巻にまとめられ、これを伝写させてしばしば近臣に分賜せられたが、当今公卿たちの家で保有している『法帖』がこれである。しかし、『蘭亭』の真本だけは亡失していたので、『法帖』中に列して今に伝えることができなかった。当今私が手に入れているのは、みな世人の家中にかつて収蔵されていたものであり、筆画は異なるが、すべて列挙して、それぞれに良さを伝えるところがあることを示しておく。真偽や優劣については、見る者が自分で取捨してくれるはずだ。第一本は、俗間に伝わっていたもので、そ

(13)「羊欣筆陣図」原文「三十三書蘭亭序、三十七書黃庭經。」なお「羊欣筆陣図」は、羊欣（370-442）の作と題するが、実際は唐代に作られ仮託されたものと考えられる。

(14)『南部新書』原文「蘭亭者、武徳四年、歐陽詢就越訪求得之、始入秦王府。麻道嵩奉教搨兩本、一送辯才、一王自收。嵩私搨一本。于時天下草創、秦王雖親總戎、蘭亭不離肘腋。及即位、學之不倦。至貞観二十三年、褚遂良請入昭陵。後但得其摹本耳。」唐宋史料筆記叢刊『南部新書』（中華書局、2002年）に拠る。



の由来を記さない。第二本は、殿中丞の王広淵から得た。第三本は、もとの宰相王沂公（王曾、978-1038）の家から得た。また別本が定州の庶民の家にある。両家にはそれぞれ自前の刻石があるが、紙本と比べて寸毫も違わないので、重ねては載録しない。第四本は、三司の蔡給事君謨（蔡襄、1012-1067）から得た。世に伝わる本はこれらに由来しないし、あるいはまだ伝わってきていないものがあるかもしれないから、それらについてはさらに広汎な採集に期待する。嘉祐八年（1063）六月十日書<sup>(15)</sup>。

まず「唐の數家」というのは、『蘭亭記』に言う趙模らのことだろうか。「臨」とは、趙模らが行った搨摹とは異なり、原本を傍らに置きそれを真似て書く複製方法を指す用語だが、歐陽脩はさほど厳密には使い分けていない可能性もある。また、前提事実として昭陵への副葬にも言及し、これらは唐代の傳承を継承した叙述である。

唐末以降の状況としては、まず温韜の盜掘によって昭陵から書跡が流出したことを述べる。これは『旧五代史』卷73および『新五代史』卷40の両「温韜伝」の記述と同様で、そのなかに『蘭亭』が含まれるとは言わない。唐太宗の内府から昭陵に入った『蘭亭』がこのとき再び現れた可能性を言うよりは、むしろ次に述べる宋太宗趙匡義による書跡購求の前提事実として記述されているように見える。

碑碣等の刻石から拓本を得ることは唐代前期からすでに行われていたが、その手法を応用して、墨跡本の書跡を石材に転写鐫刻し、その刻石から拓本を得ることもその後行われるようになった。そのような拓本の形態をとる書跡を模刻法帖、あるいは単に法帖と呼び、そのなかでも複数の作者の書跡を集刻した法帖を集帖と呼ぶが、北宋淳化三年（992）の紀年を有する『淳化閣帖』十卷は、集帖のなかでも最も古い部類に入る。歐陽脩はそれを単に『法帖』と称し、公卿すなわち中央政府高官たちによって享受されていたと述べる。模刻法帖によって、均質か

---

(15)『集古録跋尾』原文「右蘭亭修禊序、世所傳本尤多、而皆不同。蓋唐數家所臨也、其轉相傳模、失真彌遠。然時時猶有可喜處、豈其筆法或得其一二邪。想其真蹟、宜如何也哉。世言眞本葬在昭陵。唐末之亂、昭陵爲温韜所發、其所藏書畫、皆別取其裝軸金玉而棄之。於是魏晉以來諸賢墨蹟、遂復流落於人間。太宗皇帝時購募所得、集以爲十卷、俾模傳之、數以分賜近臣、今公卿家所有法帖是也。然獨蘭亭眞本亡矣、故不得列於法帖以傳今。今予所得、皆人家舊所藏者、雖筆畫不同、聊竝列之、以見其各有所得。至於眞僞優劣、覽者當自擇焉。其前本流俗所傳、不記其所得。其二得於殿中丞王廣淵。其三得於故相王沂公家。又有別本在定州民家。二家各自有石、較其本纖毫不異、故不復錄。其四得於三司蔡給事君謨。世所傳本不出乎此、其或尚有所未傳、更俟博采。嘉祐八年六月十日書。」『歐陽脩全集』卷137（中華書局、2001年）に拠る。また後述する『蘭亭考』卷6にも引用される。

つ大規模な普及が技術的には可能になったはずだが、その威力は十分に発揮されたわけではなく、『淳化閣帖』の分与は皇帝から偶然にもたらされる恩恵として描かれている。『蘭亭』の昭陵副葬から『淳化閣帖』の刊行に至る一連の流れは、前節で提示した君主専権モデルに沿うものであり、一方で『淳化閣帖』に刻入されない『蘭亭』は、その文脈から外れているように見える。

そこで欧陽脩の提示するもう一つの文脈が、模刻による単帖の量的発展である。単帖とは、上述した集帖に対して、一点の書跡のみ模刻した法帖を指す。欧陽脩は『蘭亭』が官刻集帖によってではなく単帖として、市中の収蔵活動において享受された様相を活写しているのである。また『集古録跋尾』巻4には、宋真宗朝(997-1022)の学士高紳の家中に王羲之『樂毅論』の刻石があったことを記している<sup>(16)</sup>。以上から、『蘭亭』はやはり他の王羲之書跡と並行して、単帖に形態を変えて市中に流通していたという、前節で提示した民間自発モデルに適する見解が得られる。唐の孫過庭『書譜』の当時『蘭亭』とともに世に行われていたと記される『樂毅論』『黄庭経』等がやはりいずれも『淳化閣帖』に刻入されないことは、この見解を支持するだろう。すなわち『淳化閣帖』は、前節で提示した君主専権モデルを具体化する装置であり、市中に流通していない貴重な書跡を恩恵として小規模に流出させる企画であるから、市中に遍在した『蘭亭』等を刻入する必然性はもとより無かったのである。

欧陽脩が挙げる『蘭亭』諸本のうち、定州(現河北省定州市)の庶民の家にあるという別本は、以下確認する他の文献の記載と照らし合わせるにより、一般に定武本と称される異本と同定され、そして欧陽脩のこの言及は、定武本の最古の記録と見なされる。当時の士大夫階層の文化を主導した一流知識人である欧陽脩が『蘭亭』をめぐる言説に参与したこと、さらにその言説中に、当時の辺境地域の庶民が保有したという定武本が見えることは、大いに注目される。

時代は下って南宋の桑世昌は、『蘭亭』を愛好し二百種の異本を蒐集したといい、その著『蘭亭考』には、自身が収蔵した『蘭亭』に附記されていた跋文を多数収録している。本稿では、そのなかでも上述した定武本に関する記事に絞って検討したい。まず『碧岫野人趙桎仲古跋』(巻3)には次のように言う。趙桎が跋を書いた人物の姓名で、仲古は字、碧岫野人は号と思われるが、詳細は知らない。

この文は唐の明皇が真跡を得て学士院に刻させてから、俗間で二度と目にすることがなくなった。朱梁(後梁)が(唐朝から帝位を)篡奪すると(907

(16)『集古録跋尾』原文「右晉樂毅論、石在故高紳學士家。紳死、家人初不知惜、好事者往往就閱、或摹傳其本、其家遂祕藏之、漸爲難得。後其子弟以其石質錢於富人、而富人失火、遂焚其石、今無復有本矣。」



年)、汴都（開封）に運ばれ安置された。耶律德光（遼太宗）が石晋（後晋）を破ると（946年）、刻石は黄河を（北へ）渡った。帝昺（昺にされた皇帝）が帰途に就くと（947年）、輜重とともに殺狐林に遺棄された。その後州治に安置され、かくして定本と言われるようになった<sup>(17)</sup>。

いくつか注解を加えておくと、まず唐の「明皇」とは玄宗李隆基（在位712-756）の諡号による呼称だが、桑世昌は注釈を加えて、ここに登場すべき皇帝は太宗李世民であり、「文皇」とすべきところを趙恆が書き誤ったものと指摘している。前節で見た諸記載に従えばその指摘は妥当だが、「学士院」と略称されている翰林学士院は実は玄宗朝に創立された機関であり、あるいは「明皇」はやはり玄宗を指すと考えたほうが辻褃が合うのかもしれない。いずれにせよ、定武本を唐の皇帝の所刻とする言説は注目される。次に、『旧五代史』巻137「契丹伝」および『新五代史』巻72「契丹伝上」によれば、契丹皇帝耶律德光は開封攻略戦から北帰する途上の欒城（現河北省石家荘市欒城区）で病に倒れ、殺胡林（「狐」と「胡」は同音）という地で崩御した。そして、契丹人は遺体の腹を割いて内臓を除き、そこに塩を充たして搬送したので、漢人に「帝昺」と称されたという。最後に「州治」というのは、歐陽脩も言及する定州の州庁所在地のことである。ただし、欒城は定州ではなく西隣の鎮州に属し、殺胡林に遺棄された刻石が定州に運ばれた理由は説明されていない。

『蘭亭考』同巻に引く「養浩書室書」は、ほぼ同じ内容を載せる何薏（1077-1145）『春渚紀聞』巻5の本文によって見ておこう。なおこの記事の末尾には、以下の内容は統仲永なる人物の蔵した定武本に南宋の康与之が附した跋文であると記されている。

定武蘭亭序の石刻は、世に善本と称される。石晋（後晋）の乱の後、契丹は中原から宝貨・図書を積載して北帰し、真定府に至ったところで德光が死んだ（947年）。後漢の軍が太原で行動を開始したので、この刻石を中山府に遺棄した。慶暦年間（1041-1048）に、当地の人李学究が手に入れて、他人に見せなかった。韓忠献公（韓琦、1008-1075）が定武に知州（州の長官）として在任した間に（1048-1053）、李生（学究）はやっと墨本（拓本）を献上したが、公が刻石を強硬に要求したので、李生は地中に埋めてしまい、別の刻本を公に呈上した。李生が死ぬと、その子は刻石を掘り出し、不定期に採拓して売り出し、一本あたり銭一千の値をつけたが、好事家が争って購入

(17)「碧岫野人趙恒仲古跋」原文「此文自唐明皇得眞蹟刻之學士院、人間不復見。朱梁篡竊、輦置汴都。耶律德光破石晋、此刻渡河。帝昺既歸、與輜重棄之殺狐林。後置之州治、遂曰定本。」『蘭亭考』の本文は知不足齋叢書本に拠る（以下同）。

した。その後李氏の子は官府に対して負債を作り、償還するあてがなかった。宋景文公（宋祁、998-1061）は当時知定州（定州の長官）の任にあり（1053-1056）、州の公金で代わりに（負債を）清算してやって、（その代償として）刻石を公庫に収蔵したので、尊貴な客人や彼の旧知でないかぎり見られなくなった。熙寧年間（1068-1077）に、薛師正（薛向）が知定州になると、その子紹彭がまた副本を刻して取り換え、長安に持ち帰った。大觀年間（1107-1110）に、詔によって刻石を没収させ、宣和殿（開封皇宮の収蔵施設）に安置したので、世人は見ることができなくなった。丙午の年（1126）に金軍が盟約を破って入寇したとき、岐陽（現陝西省岐山県）の石鼓とともに再び積載して北へ持ち去った。今は所在が知れない<sup>(18)</sup>。

文中に見える真定府、中山府とは、鎮州と定州がそれぞれ慶曆八年（1048）と政和三年（1113）に府に昇格して改称したものである。また定武とは、定州を管轄した定武軍節度使の職名によって定州を指す言い方で、定武本の呼称はこれに由来する。趙桎の跋では、刻石は耶律德光が鎮州欒城の殺胡林で病歿した際に遺棄されたとされ、その後定州に運ばれた経緯がはっきりしなかったが、この康与之の跋によれば、契丹軍は德光の死後もしばらくは刻石を運びつづけ、定州まで至ったところで後漢軍の出撃という変事が報じられたため、やむなく定州に遺棄したと理解される。

また『蘭亭考』同巻には、「榮芑」なる人物の語が以下のように引かれる。

宣和年間（1119-1125）に、定武の古參下級武官に『蘭亭』刻石の所在を問う詔が発せられた。回答するには、「慶曆年間（1041-1048）、宋祁の知州在任中に、学究という李姓の者が刻石を収蔵していたが、妓女の家で死んだ。樂管將の何水清という者が手に入れて祁に献上した。祁は秘蔵してみだりに人に与えず、公庫に留め置いたので、定本と呼ばれるようになった。後に河東の薛珣（向）が知州として来任し、その子紹彭は別に刻して郡（定州）に留め、取り換えて持ち去ったから、今は長安にある。陝西軫運使（長安周辺一帯を管轄）の薛嗣昌は、紹彭の弟である」と。当時の内侍（宦官）梁師

(18) 『春渚紀聞』原文「定武蘭亭鉞石刻、世稱善本。自石晉之亂、契丹自中原輦載寶貨圖書而北、至真定德光死。漢兵起太原、遂棄此石於中山。慶曆中、土人李學究者得之、不以示人。韓忠獻之守定武也、李生始以墨本獻、公堅索之、生乃瘞之地中、別刻本呈公。李死、其子乃出石、散模售人、每本須錢一千、好事者爭取之。其後李氏子負官緡、無從取償。宋景文公時爲定帥、乃以公帑金代輪、而取石匣藏庫中、非貴遊交舊不可得也。熙寧中、薛師正出牧、其子紹彭又刻副本易之、以歸長安。大觀間、詔取其石、龕置宣和殿、世人不得見也。丙午金寇犯順、與岐陽石鼓、復載而北。今不知所在也。」唐宋史料筆記叢刊『春渚紀聞』（中華書局、1983年）に拠る。

成が長安承受官となり、聖旨によって旧刻を没収した。嗣昌は倉卒のうちに三幅の紙を重ねて一度に採拓した。第一本は墨が濃く、第二本は墨が淡い。第三本はさらに淡く、世に蟬翼本と呼ばれる。字がやや大きい、そのような模写の方法もあるから、廃してはならない。亡父は内府で典籍に精通され、(私は)詳しくこの説を聞いたから、広めなければならない。最近、康与之は「石(石鼓)とともに積載して北へ持ち去った」と言い、また宋定国は金への使節に随行したことがあり「彼らの呼び名で中京(中都大興府、現北京市)というところにある」と言っている、併せて記しておく<sup>(19)</sup>。

定州に遺棄された刻石がまず当地の李学究という男の得るところとなった点は、康与之と榮芑の記述が一致している。李学究は無位無官であるらしく、歐陽脩が「定州の庶民の家にある」としているのとも矛盾しない。しかし、李学究の蔵した石が宋祁の手に渡るまでの経緯は、両説の間でかなり異なっている。また、薛紹彭によって定州から長安へ移される経過は両説に共通し、さらに時期こそ前後するものの、いずれも宋徽宗趙佶(在位1100-1126)の所有に帰したことを伝えている。そして最後には靖康の変(1126)に際して金軍に奪い去られたと伝えるところも、康与之と榮芑の所説は共通している。

以上の記載から、北宋から南宋にかけて、定武本がたいへんに注目され、その拓本が珍重されると同時に、刻石の出現や伝承をめぐって様々な言説が交わされていたことがうかがえる。次節では、そのような宋代の状況と言説には、唐代との比較においてどのような変化が認められるか、観察してみたい。

#### 4. 唐宋間の『蘭亭』をめぐる変化

北宋には『蘭亭』に限らず一般に、書跡の普及形態が墨跡本から模刻法帖へ移行した。そして皇帝権力により官刻集帖『淳化閣帖』が作られ、一方、民間では単帖が発展した。唐代には言説としてのみ確認された君主専権モデルが『淳化閣帖』によって状況として具体化した一方で、『蘭亭』は他の王羲之書跡とともに単帖として流布し、媒体を変えながらもなお民間自発モデルを示している。

---

(19)「榮芑」語原文「宣和中、詔宣定武衛校舊人問蘭亭石。對曰、『慶歷中、宋祁帥鎮日、有學究李姓者藏此石、死於妓家。樂營將何水清者、得以獻祁。祁祕藏不妄與人、留於公庫、因謂之定本。後河東薛珣來帥、其子紹彭別刻留郡、易之以行、今在長安。帥薛嗣昌、紹彭之弟也。』時内侍梁師成爲長安承受官、批旨取舊刻。嗣昌倉卒以紙三幅作一重撫石。第一本墨深、第二本墨淺。第三本又加淺、世謂之蟬翼本。字差大、有寫法、亦不可廢。先君通籍祕殿、詳聞此說、不可不廣。近康與之云『與石俱載以北』、又宋定國嘗從使金云『在所謂中京者』、因併記之。」

書跡の普及形態が模刻法帖に移行したことに加えて、歐陽脩のような士大夫階層を代表する知識人が書に関する言説に参与しはじめたことも、北宋に起こった大きな変化である。模刻法帖に対する研究は、後世帖学として自立するが、このころは金石学の一部に胚胎していたため、彼らは金石学の文脈にしたがひ、題跋の形式によって模刻法帖に論及した。また金石学は、拓本という軽便な媒体によって実践されるもので、士大夫階層における自発的探究に適していた。士大夫階層による金石学の実践もまた、民間自発モデルの北宋における具体化と見なすことができる。

また彼らは、拓本を媒体として利用しつつも、その本源たる刻石を最大限重視した。ちょうど唐代の言説において『蘭亭』の内府本が諸本の本源として尊重されていたのと同じように、多数の拓本を生み出す刻石が尊重されるようになったのである。そして『蘭亭』についても、刻石の話題性は最大化された。そのような環境においてこそ、定武本は登場し注目を浴びたのである。さらに『蘭亭』の場合、真正な墨跡本はすでに消失しているという伝承があり、歐陽脩もそれを承認している。真正性において刻石より遡りえないことが保証され、そしてそのような刻石が民間で保有されている状況は、士大夫階層の主体性獲得に有利な条件といえる。

以上のように、北宋の士大夫階層は主体的に『蘭亭』を取り巻く状況を作っていたように見える。それでは彼らが発した『蘭亭』をめぐる言説は、士大夫階層の文化的主体性を支持しているかどうか、以下観察してみたい。

前節で見たように、『蘭亭考』の引く諸記載は、定武本刻石の出現過程を、国外勢力による首都からの移出という要素によって豊かに話題化し、伝承過程についても、人間の強欲を活写しつつ述べている。しかし、前節で引いた欧陽脩『集古録跋尾』は、『蘭亭』諸本の伝承については簡単に記すものの、その出現については言わない。『集古録跋尾』の同巻には、前節で触れたように『樂毅論』の条もあって、その刻石は高紳の死後、当初はしばしば好事家によって閲覧され、拓本も伝えられたが、その後秘蔵されたこと、また高家の子弟が刻石を富豪に質入れし、その富豪の邸宅で火災によって失われたことを伝えている<sup>(20)</sup>。すなわち、刻石の伝承過程における話題を積極的に載せているが、その出現過程を記さない。

また、黄庭堅(1045-1105)『山谷題跋』巻4「跋蘭亭」には次のようにいう。

王右軍(羲之)の『禊飲序』の草稿は、(王羲之の)最高傑作と言われる。南朝の宋・齊以来、内府に収蔵されたようで、士大夫の間で称述されたことを聞かない。もしや亡国の兵火に遭うまでは、『蘭亭』の右に出るすぐれた墨跡があったのだろうか。蕭氏(の南朝梁)と宇文氏(が実権を握る北朝西

(20) 『集古録跋尾』原文は注16に既出。

魏)との交戦によって(梁の都江陵の内府が)焼きつくされた(554年)後には、千に一つも残らなかった。そのまた後に永禪師(智永)が出たとき、目睹しえた妙跡は『蘭亭』だけであった。それゆえ虞世南、褚遂良らに(『蘭亭』について)言い伝えたのである。それで(虞・褚らを召し抱えた)太宗は、各地に(『蘭亭』を)搜索し、きつと手に入れようとした。その後公権力が私人から盗み取り、今や失われてしまった。書の専門家は最近やっと定武の石刻本を手に入れたが、それには古人の筆意がだいたい保存されているだろう<sup>(21)</sup>。

このなかで黄庭堅は唐の内府本『蘭亭』について、昭陵に副葬されたことを言うものか微妙ではあるが、少なくともその消失を前提事実として認めており、その点は欧陽脩の記載と共通する。そして、刻石の出現過程はおろか伝承過程にも触れていない。また、定武本は古人の筆意を保存しているといい、その真正性を肯定して、士大夫階層がそれによって書の専門分野にまでも参与しうる主体性を獲得した状況を印象づけているようにも見える。ただ、そのような真正性は、どのように根拠づけられるのだろうか。黄庭堅は特に何も言わないが、たとえば前節で見た趙程の跋に、定武本を唐の皇帝の所刻とする点は、君主専権モデルにしたがって真正性を主張する言説に見える。真正性のよりどころを求めて刻石から遡ろうとしたとたんに、主体性は皇帝権力に回収されてしまうのである。

以上を要するに、欧陽脩や黄庭堅の題跋は、比較的簡単な言及にとどまり、刻石の伝承過程には言及するものの、出現過程については語らない。しかし、『蘭亭考』に引かれるようなさらに発展した言説においては、出現過程も豊かに語られ、刻石は唐の皇帝に由来するとさえ述べる。そこには、状況としては民間自発モデルを示している、言説はそれを支持する形には発展せず、結局君主専権モデルを肯定してしまうという矛盾ないし限界が認められる。

しかしながら、そのような言説は参照価値を持たないというわけではない。たとえば、南宋の康与之と榮芑はともに靖康の変に言及し、定武本は出現時と同じく、国外勢力によって首都から移出されたと語る。そのことから、真正性を有する母型がコピーを産出し、それが十分に拡散した後に、当初出現をもたらしした主体によってまた回収され消失するという、一つの循環を読みとることができる。唐代の『蘭亭』をめぐる言説においては、皇帝権力がそのような循環の起終点で

---

(21) 『山谷題跋』原文「王右軍禊飲序草、號稱最得意書。宋齊以來、似藏在祕府、士大夫間、未聞稱述。豈未經大盜兵火時、蓋有墨蹟在蘭亭之右者。及蕭氏宇文焚蕩之餘、千不存一。永師晚出、所見妙迹、唯有蘭亭。故爲虞褚輩道之。所以太宗求之百方、期於必得。其後公私相盜、今竟失之。書家晚得定武石本、蓋髣髴存古人筆意耳。」津逮秘書本に拠る。

あり原動力であったが、宋代の言説においては、皇帝権力だけではなく、国外勢力による擾乱も大きな要素になっている。唐代の『蘭亭』が墨跡本を世に供給しまた消えていった要因は、皇帝権力の恣意性に求められ、一方五代から北宋にかけて定武本が現れまた去っていった要因は、皇帝権力に対する国外からの挑戦と破壊に帰せられるのである。唐と宋という時代相の異なりを併せ考えるにつけても、このような差異は様々な示唆を与えてくれる。

また、如上の循環が唐代と宋代に反復されていることは重要であり、それ以後も繰り返されていないかどうか、『蘭亭』に限らず注意深く検討する必要があるだろうが、それは本稿の論ずべき範囲を超えるので、倉卒ながらここで筆を擱く。

〔附記〕本研究はJSPS 科研費 JP19K13086 の助成を受けたものです。